

障第1458号  
平成29年3月30日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部長

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等  
の一部改正について

このことについて、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第5号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）」が公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しましたので通知します。

## 記

### 1 関係条例

- (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第82号）
- (2) 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第84号）
- (3) 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第85号）

## 2 改正の内容

### (1) 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

#### ① 指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の人員基準の見直し

指定放課後等デイサービス等を行う事業者がその事業を行う事業所に配置すべき従業者の基準を次のとおり見直す。

(ア) 配置すべき従業者を「児童指導員、保育士又は2年以上障害福祉サービス事業に従事した一定の者」とする。

(イ) (ア) の従業者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととする。

#### ② 指定放課後等デイサービス等の運営基準の見直し

指定放課後等デイサービス等を行う事業者に対し、次の事項を義務づける。

(ア) 利用者及びその保護者の意向等を踏まえた支援体制の整備状況等についての自己評価並びに利用者の保護者による評価の実施

(イ) (ア) の評価及び改善内容の公表（おおむね年1回以上）

(ウ) 利用者に対する事業の内容に関する情報提供

#### ③ 施行期日

平成29年4月1日

施行の際現に指定を受けている事業者等に係る人員基準については、①に係る改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

### (2) 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

#### ① 就労継続支援A型の運営基準の見直し

就労継続支援A型の運営基準を次のとおり見直す。

(ア) 事業者が定める運営規程の記載事項に「賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間」を加える。

(イ) 利用者への就労の機会の提供に当たり事業者が遵守すべき基準に「利用者

の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこと」を加える。

(ウ) 利用者に支払う賃金に係る基準に「生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこと」を加える。

(エ) 知事が指定する就労継続支援A型事業者が行う事業の運営に関する基準について、(ア) から (ウ) までの見直しを行うほか、利用者に支払う賃金及び工賃に係る基準に、「やむを得ない理由がある場合を除き、賃金及び工賃の支払に自立支援給付費を充当してはならないこと」を加える。

② 施行期日

平成29年4月1日

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山 田	担当	小 川
電話	058-272-1111 内 2616		
FAX	058-278-2643		